

愛知県広域水道懇談会設置要綱

(目的)

第1 愛知県における都道府県水道ビジョン及び水道基盤強化計画等の基本方針を総合的に検討する必要がある場合に、愛知県広域水道懇談会を開催する。

(検討事項)

第2 懇談会は次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 都道府県水道ビジョンに関すること。
- (2) 水道広域化推進プランに関すること。
- (3) 水道基盤強化計画に関すること。

(構成)

第3 懇談会は、別表1に掲げる委員を持って構成し、愛知県知事が委嘱する。

2 委員の任期は2年以内とする。

(運営)

第4 懇談会は過半数の出席がなければ、開催することが出来ない。

なお、代理出席は行政職員の委員のみ認めるものとする。

- 2 懇談会はWebでの出席も可能とする。
- 3 懇談会は、事務局が召集する。

(研究会)

第5 懇談会の目的を研究するために、別途、研究会を設けることができる。

2 研究会の要綱は、別途定める。

(事務局)

第6 事務局は愛知県建設局上下水道課におき、庶務を行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月11日から施行する。

別表 1

氏 名		職 名
石附	満江	愛知県生活学校運動推進協議会会長
伊藤	禎彦	京都大学大学院工学研究科教授
朽名	栄治	豊橋市上下水道局長
齊藤	由里恵	中京大学経済学部教授
酒井	雄一	名古屋市上下水道局長
宮川	俊行	愛知県企業庁長
		(五十音順、敬称略)